

令和6年度消費者教育事業「食品表示まなびぷらす」参加者募集要項

1 目的

この要項は、令和6年度消費者教育事業「食品表示まなびぷらす」実施要領（以下「要領」）に基づき、令和6年度消費者教育事業「食品表示まなびぷらす」参加者（以下「参加者」）を募集し選考するために必要な事項を定めます。

2 応募

(1) 応募資格

- ・15歳以上であること（ただし、中学生を除く）
- ・大阪府内在住、在勤、在学の方
- ・大阪府ホームページを閲覧できる環境にあること
- ・大阪府の食品表示行政に関心を持っていること
- ・電子メールで大阪府からの連絡を受信、返信できること
- ・大阪府ホームページ上の回答フォームから報告ができること
- ・本事業の趣旨を理解して参加できること

※参加者には、以下記載の「学習会」を修了の上、「まなびぷらすレポートへの入力」を実施していただきます。



(2) 募集人数

最大 100 名

(3) 応募方法

- ・参加希望者は大阪府ホームページ記載の申し込みフォームから申し込みをしてください。
- ・応募期間：令和6年7月4日（木曜日）14時～8月5日（月曜日）15時【必着】

(4) 選考結果の通知

- ・応募者多数の場合は、大阪府において、会場の定員等を考慮した上で選考します。
- ・選考結果については、8月末までにメールにて通知します。

3 学習会について

(1) 学習会開催日時・会場

- ・下記の日程のうち、いずれかに参加してください。
- ・参加費は無料です（会場までの交通費等は自己負担となります）。
- ・各回約90分（受付は開始15分前から）。

※学習会を修了できなかった場合は、修了後の「まなびぷらすレポート（後述）」の提出及び参加記念品のお渡しはできません。

会場	日時	回数	定員上限
大阪市立阿倍野市民学習センター 第1研修室 (大阪市阿倍野区)	9月4日 (水曜日)	1回(午後)	20名
大阪市立総合生涯学習センター 第2研修室 (大阪市北区)	9月7日 (土曜日)	2回(午前・午後)	各20名
大阪赤十字会館 303会議室 (大阪市中央区)	9月12日 (木曜日)	2回(午前・午後)	各20名

4 まなびぷらすレポート・ハテナ報告の入力

学習会を修了した参加者は、修了後、生活圏内にある販売店等（大阪府内に限る）での買い物等で目にした食品表示の状況や、学習会で得た知識を活用した結果を報告していただきます。

(1) まなびぷらすレポート（必須）

- ・販売店等での買い物の際に確認した内容を専用の回答フォームにより提出していただきます（入力は1人1回限り）。
- ・入力が確認された参加者には、参加記念品を送付します（送付は1人1個まで）。
※入力がない場合、参加記念品は送付しませんのでご注意ください。

(2) ハテナ報告（表示不備を確認した場合のみ入力）

- ・販売店等での買い物の際に表示不備を確認した場合、その内容を専用の回答フォームに入力してください（当事業でのチェック対象は「生鮮食品のみ」）。
- ・食品表示チェック表の入力は回数制限を設けません。同内容の不備であれば、再度の報告は不要です。

5 参加記念品（2種類）

- ①当日会場で配布します（学習会を修了した参加者のみ）。
- ②後日、自宅等へ送付します（上記「まなびぷらすレポート」を提出した参加者のみ）。

6 遵守事項

- ・当事業に参加するにあたり、参加者には以下の事項についての同意書にご記入いただきます。

【同意書内容】

- 1 公正中立な活動を行います。
- 2 「まなびぷらす」に参加していることを利用して利益や便宜の供与をうけません。
- 3 「まなびぷらす」の「ハテナ報告」は、大阪府内の食品販売店において行います。
- 4 店で活動を行うときに、他の来店者や店の従事者に対して「まなびぷらす」参加者であると名乗りません。
- 5 自己責任の原則に基づき、「まなびぷらす」の活動を行います。
- 6 レポートは正しく入力し、必ず期日までに提出します。
- 7 次の場合は、参加記念品の送付ができないことに同意します。
 - (1) 「まなびぷらすレポート」の提出が期日までにない場合
 - (2) 本人から辞退の申し出があった場合
 - (3) 本人が死亡した場合
 - (4) 送付時期までに転居し、連絡がとれない場合
 - (5) 本同意書の1又は2に反した活動や、迷惑行為等ふさわしくない活動をした場合

7 問合せ先

大阪府健康医療部生活衛生室食の安全推進課食品表示グループ

電話：06-6944-6319

FAX：06-6942-3910

E-mail：shokunoanzen-g04@box.pref.osaka.lg.jp